

スマホ決済Q & A

令和5年9月1日

●全般的なこと

- Q 1 スマホ決済とはどういったサービスですか。
- Q 2 パソコンでスマホ決済はできますか。
- Q 3 手数料はかかりますか。
- Q 4 利用できるスマホ決済アプリを教えてください。
- Q 5 いつから利用できますか。
- Q 6 利用できる時間に制限はありますか。
- Q 7 利用を希望する場合、準備しておくことはありますか。
- Q 8 スマホ決済で納付できる町税等を教えてください。

●納付に関すること

- Q 9 どのような流れで納付するのでしょうか。
- Q 10 納付書にバーコードが印刷されていません。スマホ決済は利用できないですか。
- Q 11 納期限を過ぎた納付書は、スマホ決済の利用はできないですか。
- Q 12 スマホ等で決済アプリの履歴を見ても、町村名と金額しか記録されていません。科目や期別（〇〇税の〇期分）は表示されないのですか。どこまで支払ったか、分からなくなりそうです。
- Q 13 納付書へ記載された納付者が所有するスマホ等でしか決済できませんか。
- Q 14 スマホ決済で納付済の納付書をまた読み取りしてしまいました。二重納付になりますか。
- Q 15 複数の納付書をまとめて支払いすることは可能ですか。
- Q 16 納付を取り消すことはできますか。
- Q 17 これまで口座振替による納付をしてきましたが、スマホ決済は利用できますか。
- Q 18 スマホ決済を利用できない納付書はありますか。

●領収書、納税証明書に関すること

- Q 19 領収書は発行されますか。
- Q 20 納税証明書にはいつ頃反映されますか。
- Q 21 軽自動車の車検がある年なのですが、継続検査用納税証明は発行されますか。

●その他

- Q 22 スマホ決済で納付したのに、家族が金融機関等窓口でも納付してしまいました。
- Q 23 二重納付してしまったことを役場へ連絡した方がいいのでしょうか。
- Q 24 二重納付してから、還付されるまでどれくらいの期間がかかりますか。
- Q 25 スマホ決済によってポイントが発生すると聞きましたが、付与率はどれくらいですか。また、ポイントを支払いの際に利用することはできますか。

●全般的なこと

Q 1 スマホ決済とはこういったサービスですか。

A 1 町から送付される納付書についてバーコードをスマホ等で読み込み、決済アプリにチャージ済の電子マネーから町税等を納付できるサービスです。

Q 2 パソコンでスマホ決済はできますか。

A 2 スマートフォン又はタブレット端末（以下、「スマホ等」という。）のみです。パソコンでは利用できません。

Q 3 手数料はかかりますか。

A 3 手数料はかかりませんが、アプリのダウンロード及び通信料は利用者の負担です。

Q 4 利用できるスマホ決済アプリを教えてください。

A 4 「LINE Pay 請求書支払い」「PayPay 請求書払い」「auPAY 請求書払い」「d 払い請求書払い」の4つです。

Q 5 いつから利用できますか。

A 5 令和4年4月1日から利用開始です。

Q 6 利用できる時間に制限はありますか。

A 6 原則24時間365日利用できますが、スマホ決済アプリ会社毎に設定されるメンテナンス時間等は、利用できません。

Q 7 利用を希望する場合、準備しておくことはありますか。

A 7 スマホ等への決済アプリのダウンロードや利用登録、電子マネーのチャージです。なお、口座振替による納付をしている場合は、スマホ決済に必要な納付書が送付されませんのでご注意ください（※詳細はQ17へ）。

Q 8 スマホ決済で納付できる町村税等を教えてください。

A 8 原則、コンビニ納付できる科目と同一です。

町・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、町営住宅使用料、保育料、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料

ただし、納付書によっては利用できない場合があります（※詳細はQ18へ）。

●納付に関すること

Q 9 どのような流れで納付するのでしょうか。

A 9 スマホ等にダウンロードした決済アプリを起動し、納付書に印字されたバーコードをスマホ等で読み取って、電子マネー残高より納付します。

※金融機関等やコンビニの窓口で店員がバーコードを読み取るのではなく、利用者ご自身のスマホ等で読み取り、決済までの全ての処理を行います。

Q 10 納付書にバーコードが印刷されていません。スマホ決済は利用できないですか。

A 10 納付書1枚の金額が30万円を超えている場合や、納期限後に再発行した納付書にはバーコードの印刷はありません。スマホ決済は利用できませんので、金融機関の窓口で納付してください。

Q 11 納期限を過ぎた納付書は、スマホ決済の利用はできないですか。

A 11 スマホ等でバーコードを読み取ると「支払期限が過ぎています」等のエラー画面が表示され、支払うことはできません。金融機関の窓口で納付してください。

Q 12 スマホ等で決済アプリの履歴を見ても、町村名と金額しか記録されていません。科目や期別（〇〇税の〇期分）は表示されないのですか。どこまで支払ったか、分からなくなりそうです。

A 12 町村名と金額、利用した日付のみ履歴に残りますので、スマホ決済した納付書に納付済であることをメモする、又はスマホ決済した納付書を破棄するなどの対応をお勧めします。

Q 13 納付書へ記載された納付者が所有するスマホ等でしか決済できませんか。

A 13 納付者以外のスマホ等でも決済可能ですが、二重納付等により還付する際は、スマホ決済を利用した方ではなく、納付書へ記載された納付者に返金されます。

Q 14 スマホ決済で納付済の納付書をまた読み取りしてしまいましたが、二重納付になりますか。

A 14 同じスマホ等の同一の決済アプリであれば、「支払い済」等のエラー画面が表示されますので支払うことはできず、二重納付の心配はありません。

Q 15 複数の納付書をまとめて支払いすることは可能ですか。

A 15 バーコードの情報が納付書によって違うことから、1枚ずつ読み取って納付手続きが必要です。

Q 1 6 納付を取り消すことはできますか。

A 1 6 スマホ決済は、納付手続きを完了すると即時決済となるため、納付の取り消しはできません。十分に内容を確認のうえ、ご利用ください。

Q 1 7 これまで口座振替による納付をしてきましたが、スマホ決済は利用できますか。

A 1 7 口座振替の方には、スマホ等で読み取る納付書自体が送付されません。スマホ決済の利用を希望する場合は、口座振替の中止届を提出する必要があります。提出先は口座振替している金融機関等です。なお、中止届提出月の翌月末分からスマホ決済へ切替えとなりますのでご注意ください。

Q 1 8 スマホ決済を利用できない納付書はありますか。

A 1 8 納付書にバーコードの印刷がないもの、バーコードが読み取れないもの、金額を訂正したもの、納期限を過ぎたもの、納付書1枚の金額が30万円を超えるものは取扱いできません。

なお、公営企業発行の5万円を超える納付書の場合、LINE Pay 請求書支払いではスマホ決済できませんのでご注意ください（「お支払い可能な上限額を超えました」とエラー画面が表示されます）。

●領収書、納税証明書に関すること

Q 1 9 領収書は発行されますか。

A 1 9 領収書は発行されません。

領収書や納付証明書を必要とする方は、金融機関またはコンビニで納付してください。

また、納付から2日後（土日祝日は含まない）であれば、役場窓口で納税証明書の発行ができます。

Q 2 0 納税証明書にはいつ頃反映されますか。

A 2 0 A 1 9にも記載していますが、スマホ決済してから2日後（土日祝日は含まない）には反映されています。

Q 2 1 軽自動車の車検がある年なのですが、継続検査用納税証明は発行されますか。

A 2 1 A 1 9にも記載していますが、納税証明書を必要とする方は、従来通り金融機関又はコンビニで納付してください。

スマホ決済で納付した場合は、役場窓口で納税証明書の申請をしてください。

●その他

- Q 2 2 スマホ決済で納付したのに、家族が金融機関等窓口でも納付してしまいました。
- A 2 2 二重納付の状態ですので、後日還付（返金）することになります。二重納付を防ぐためにも、A 1 2へ記載している対応にご協力をお願いします。
- Q 2 3 二重納付してしまったことを役場へ連絡した方がいいでしょうか。
- A 2 3 特に連絡は不要です。二重納付を確認したのち、納付者（スマホ決済をした方ではなく、納付書へ記載された納付者）へ郵送により通知します。
- Q 2 4 二重納付してから、還付されるまでどれくらいの期間がかかりますか。
- A 2 4 スマホ決済は、金融機関等納付と比べると町村への入金の日数を要します（およそ2週間程度）。そのため、還付（納付書へ記載された納付者の口座へ返金）にはさらに日数を要します（およそ1カ月程度）ので、二重納付にはご注意ください。
- Q 2 5 スマホ決済によってポイントが発生すると聞きましたが、付与率はどれくらいですか。また、ポイントを支払いの際に利用することはできますか。
- A 2 5 スマホ決済アプリ会社によって取扱いに違いがありますので、詳しくは各社発表の情報をご確認ください。